全体についての防火管理に係る消防計画作成チェック表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作　　成　　す　　る　　内　　容 | 必要項目 | 作　　成チェック |
| Ⅰ　目的及びその適用範囲 |
|  | １　目的 | ○ |  |
| ２　適用範囲 | ○ |  |
| Ⅱ　管理権原者及び防火管理者の責務 |
|  | １　管理権原者の責務 | ○ |  |
| ２　防火管理者の責務 | ○ |  |
| Ⅲ　全体についての防火管理業務 |
|  | １　管理権原者の権原の範囲等 | ◎ |  |
|  | １の２　全体についての防火管理業務の一部委託 | ▲ |  |
|  | ２　自衛消防訓練 | ◎ |  |
|  | ３　避難施設等の維持管理及びその案内 | ◎ |  |
|  | ４　自衛消防活動等 | ◎ |  |
|  | ５　消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導 | ◎ |  |
|  | ６　教育・資格管理業務 | ○ |  |
|  | ７　震災対策 | ○ |  |
| Ⅳ　雑　則 |
| 別　記 | 防火対象物の管理権原者の権原の範囲 | ◎ |  |
| 別表１ | 自主点検チェック表「消防用設備等」 | ○ |  |
| 別表２ | 自主検査チェック表「防火対象物等」 | ○ |  |
| 別表３ | 全体についての防火管理業務の一部委託状況表 | ▲ |  |
| 別表４ | 全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表 | ▲ |  |
| 別表５ | 自衛消防訓練実施結果記録書 | ○ |  |
| 別表６ | 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄 | ○ |  |
| 別表７ | 施設の安全点検のためのチェックリスト | ○ |  |
| その他 |  |

　(備考)１　自衛消防組織、防災センター要員、防火管理技能者、自衛消防活動中核要員のいずれかを防火対象物に置かなければいけない場合は、「全体についての防火管理に係る消防計画」を使用して作成してください。

２　◎印は、消防法第8条の2第1項に定める防火対象物の全体についての消防計画を作成する上で、必要な項目である。

３　○印は、全体についての消防計画を作成する上で定めることが望ましい項目である。

４　▲印は、該当する場合に定める項目である。

５　作成チェック欄は、統括防火管理者が、全体についての消防計画を作成するに当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。

６　防火対象物の実態にあわせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

**全体についての消防計画**

目次

第１　目的及び適用範囲

第２　協議会の設置等

　第３　統括防火管理者の選任等

第４　責務

第５　全体の消防計画

第６　自衛消防活動対策等

第７　地震対策

第８　教育

第９　雑則

附則

別表第１　協議会構成員一覧表

別表第２　（　　　　　　　　）自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

別記様式　統括防火管理者の選任届出書

避難経路図

**第１　目的及び適用範囲**

　（目的）

１　この計画は、消防法第８条の２第１項に基づき、（　　　　　　）の建物全体の防火管理業務を行うのに必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

２　（　　　　　）で定める消防計画の事項は、次の者に適用する。

(１)　（　　　　　　　　）に出入するすべての者

(２)　（　　　　　　　　）の防火管理業務を受託しているすべての者

　　**第２　協議会の設置等**

　（協議会の設置）

１　（　　　　　　　　）の防火管理業務を円滑に運営するために、当該建物の事業所の管理権原者を構成員として、（　　　　　　　　）協議会（以下｢会｣という。）を設置するものとする。

　（会の構成員）

２　会の構成員は別表第１（協議会構成員一覧表）のとおりとする

　（会長及び副会長）

３　会に会長及び副会長を置くものとし、会長には（　　　　　　　）が、副会長には（　　　　　　　）がこれにあたる。

　（事務局）

４　会の事務局は、（　　　　　　　　　　　　　）に置くものとする。

　（会長、副会長の責務）

５　会長の責務等は、次のとおりとする。

(１)　各事業所の管理権原者と相互に意思の疎通を図るとともに、統括防火管理者に防火上必要な指示、命令をすることができる。

(２)　会長は、会の構成員、会の代表者又は統括防火管理者及び消防計画を変更したときは、消防機関に届出をしなければならない。

(３)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会の事業等）

６　会の事業等は、共同で防火管理を行うための基本的事項について協議し決定するものとし、次の事項を審議・研究する。

(１)　自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等の研究に関すること。

(２)　全体の消防計画の効果的実施についての審議、研究に関すること。

(３)　地震時の対応についての研究に関すること。

(４)　会の運営に関すること。

(５)　消防法令等防火管理業務の研究に関すること。

　（会の開催）

７　本会の開催は、定例会及び臨時会とする。

(１)　定例会は、年２回とし２月及び８月に開催する。

(２)　臨時会は、協議事項が提出されたとき又は会長が必要と認めるときに開催する。

**第３　統括防火管理者の選任等**

　（統括防火管理者の選任）

１　統括防火管理者は、統括防火管理者の選任届出書（別記様式）に必要事項を記入し、選任するものとする。この場合において、他の事業所の管理権限者からの承認を要する。

　（統括防火管理者）

２　統括防火管理者は、（　　　　　　　　　　　　　　　　）の代表者とし、消防計画の実行について、すべての権限を持って次の業務を行うものとする。

(１)　消防計画の作成又は変更に関すること。

(２)　各事業所（駅構内に設置された施設等をいう。）の責任者及び代表者（以下｢防火責任者等｣という。）への指示、命令及び報告に関すること。

(３)　自衛消防訓練の実施に関すること。

(４)　会の構成員等への防火管理上必要な事項の助言及び報告に関すること。

(５)　工事中の安全対策に関すること。

(６)　火気使用制限及び禁止に関すること。

(７)　その他防火管理上必要と認める次の事項に関すること。

ア　会長への報告、提案

イ　消防機関との連絡

　（統括防火管理者の役割）

３　統括防火管理者は、各事業所の防火責任者等からの報告に基づき、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、火災予防上必要な措置を各事業所の防火責任者等へ命ずることができる。

**第４　責務**

　（管理権原者等の責務）

１　各事業所の管理権原者は、建物全体の安全性を高めるように努めなければならない。

　（防火責任者の役割）

２　防火責任者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告し、又は承認を受けなければならない。

(１)　防火責任者を選任又は解任したとき。

(２)　消防計画を作成又は変更したとき。

(３)　消防用設備等の法定点検を実施したとき。

(４)　用途及び設備を変更したとき。

(５)　内装改修又は改築等の工事を行うとき。

(６)　大量の可燃物の搬入、搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき。

(７)　臨時に火気を使用するとき。

(８)　火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、改修等を行うとき。

(９)　消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。

(10)　建物構造の防火上の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき。

(11)　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる火災予防上必要と認められる事項

ア　催物を開催するとき。

イ　防火管理業務の一部を委託するとき。

　（事業所の消防計画）

３　防火責任者は、当該事業所の消防計画を作成し防火管理業務を行わなければならない。

　（相互の協力）

４　防火責任者は、他の防火責任者と相互に連絡を保ち協力しなければならない。

**第５　全体の消防計画**

　（消防用設備等の法定点検）

１　消防用設備等の法定点検は、次のとおりとする。

(１)　法定点検は、建物所有者の責任により行う。

(２)　法定点検は点検設備業者に委託して、　月と　月の年２回実施する。

(３)　点検を実施する場合は、防火責任者等が点検に立ち会う。

（消防用設備等の自主点検）

２　消防用設備等の自主点検は、次のとおりとする。

(１)　共用部分の自主点検については、（　　　　　　　　　）の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。

(２)　自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法及び時期は各事業所の消防計画による。

(３)　統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても合わせて実施するように各事業所の防火責任者に指示するものとする。

　（建物等の点検等）

３　建物等の点検等は、次のとおりとする。

(１)　建物の定期点検等は、ビル所有者の責任により行うものとする。

(２)　前号の点検等を実施する場合は、（　　　　　　　　　　　　）の防火責任者が立ち会うものとする。

(３)　建物、火気設備器具及び避難施設並びに防火施設等の自主点検は、共用部分については、ビル所有者の責任により、各事業所の占有部分は各事業所の責任によりそれぞれ行なうものとする。

(４)　自主点検等を実施する方法、時期等は各事業所の消防計画に基づき実施するものとする。

（書類の整備、保管）

４　統括防火管理者及び防火責任者等は、前項第１号から第３号までの点検結果及び防火管理業務に必要な書類等を一括して整備し、保管しなければならない。

　（不備又は欠陥箇所の改修）

５　不備又は欠陥箇所の改修は、次のとおりとする。

(１)　消防用設備の点検及び建物等の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第４項第１号から第３号までの点検等を行った管理権原者が行うものとする。

(２)　自主点検及び消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項が判明したときは、統括防火管理者又は防火責任者が改修計画を作成し、改修を行うものとする。

　（遵守事項）

６　従業員等が火気設備器具の使用時等に遵守すべき事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

　（工事中の消防計画）

７　会長は、複数の事業所にかかわる増築、模様替え等の工事が行われる場合は、統括防火管理者及び当該工事を行う防火責任者等と協力して｢工事中の消防計画｣を作成させ、届出しなければならない。

　（放火防止対策）

８　放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次に掲げる対策を推進するものとする。

(１)　建物内外の可燃物等の除去

(２)　物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

(３)　挙動不審者の確認

(４)　前各号に掲げるもののほか、つぎに掲げる事項

ア　死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去

イ　建物内外の異常の発見

**第６　自衛消防活動対策等**

　（自衛消防活動対策）

１　自衛消防隊の組織等は、別表第２（（　　　　　　　　）　自衛消防隊の編成と任務（本部隊））と各事業所が組織する地区隊で編成する。

　（本部隊）

２　自衛消防隊の本部隊（以下「本部隊」という。）の組織編成は、次のとおりとする。

　(１)　本部隊の隊長は、会長とし、副隊長は副会長とする。

(２)　本部隊の編成と任務は、別表第２（（　　　　　　　　）　自衛消防隊の編成と任務（本部隊））のとおりとし、その編成は、自衛消防隊長が定める。

(３)　本部隊には、消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、それに必要な人員は各事業所が分担する。この場合において、避難誘導に伴う避難経路図（広域避難場所含む。）は別表第３のとおりとする。

　（地区隊）

３　自衛消防隊の地区隊（以下「地区隊」という。）の組織編成は、次のとおりとする。

　(１)　地区隊の隊長は、各事業所の管理権原者が定める。

(２)　地区隊の編成と任務は、各事業所の消防計画に定める。

(３)　地区隊には、通報連絡、初期消火、避難誘導等の各担当を設け、各担当の指定は｢各事業所の消防計画｣に定める。

(４)　地区隊長は、担当地区に直接影響ないと認めたときは、本部の自衛消防隊長を補佐する。

（装備品等）

４　本部隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、各事業所の管理権原者が共同して整備するものとし、装備品は次表のとおりとする。ただし、地区隊の装備品等は、各事業所の消防計画に定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 個数 | 名称 | 個数 |
| ヘルメット |  | 携帯ラジオ |  |
| 懐中電灯 |  | 医薬品 |  |
| 携帯用拡声器 |  | 警笛 |  |
| 消火器 |  | ロープ |  |

　（本部隊の隊長）

５　本部隊の隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

　（地区隊の隊長）

６　地区隊の隊長は、本部隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮統括する。

　（自衛消防隊の活動範囲）

７　自衛消防隊の活動範囲は、次のとおりとする。

(１)　当該建物の管理範囲内

(２)　隣接する防火対象物からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、当該建物に設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、本部隊長の判断に基づき活動する。

　（本部隊と地区隊の災害活動）

８　自衛消防活動の本部隊と地区隊は、相互に連絡、協力して火災･地震などの災害に対処するものとし、当該活動は次のとおりとする。

(１)　本部隊の活動は、建物内のすべての地区の火災等に対処し、地区隊の担当者と協力して、自衛消防活動を行うものとする。

(２)　地区隊の活動は、火災等が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもと自衛消防活動を行うものとし、活動方法は各事業所の消防計画に定めるものとする。

(３)　火災等の発生した地区が当該地区隊の範囲以外の場合は、本部隊の隊長の命令を受けた地区隊を除いてすべて避難誘導にあたるものとする。

(４)　消防隊が到着したときは、本部の隊員が火災の延焼状況、逃げ遅れの有無その他の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。

　（休日、夜間等における防火管理体制等）

９　休日、夜間等に発生した災害に対しては、次に掲げる措置を行う。

(１)　火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者等に火災の発生を知らせ、本部隊長、防火責任者等関係者に別に定める緊急連絡網により連絡するものとする。

(２)　消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報、資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。

(３)　休日、夜間等に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。

(４)　休日、夜間等の無人時の緊急連絡先は

「（　　　　　　　　）ＴＥＬ（　　　　　　　　　）」とする。

**第７　地震対策**

　（地震対策）

１　防火責任者等は、各事業所の消防計画に基づき、地震による災害を未然に防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

(１)　地震が発生したときは、統括防火管理者は、本部隊に被害に対する応急措置を行わせるものとする。

(２)　出火防止及び消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は災害の最も甚大となる箇所を優先するほか、避難誘導、情報収集等次に掲げるとおり実施するものとする。

ア　本部隊の通報連絡班員（担当）は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊長に連絡するとともに、その対応措置を講じる。

イ　地区隊長は、それぞれの地区の被災状況を本部隊長に報告する。

(３)　地震の揺れがおさまった後、防火責任者等は、被害の状況及び建物、火気設備器具等の状況を統括防火管理者に報告するものとする。

(４)　避難誘導班員（担当）は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告するものとする。

(５)　本部隊の避難誘導班員（担当）は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班員と協力し、指定避難場所へ誘導するものとする。

（警戒宣言が発せられた場合の対応措置）

２　警戒宣言が発せられた場合、本部隊は別表第２（（　　　　　　　　）　自衛消防隊の編成と任務（本部隊））に定める任務を行うとともに、原則として店舗は営業を中止し、お客等が混乱しないで退場できるようにしなければならない。

　（伝達方法）

３　警戒宣言が発せられた場合、関係者・お客等に対する情報の伝達方法は次のとおりとする。

(１)　全従業員へ伝達する。

(２)　各階の避難誘導担当の配置完了後、お客等に伝達する。

（地震発生時の火気設備器具の使用）

４　地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限度に抑えると伴に、被害防止措置を次のとおり実施するものとする。

(１)　窓ガラス等の破損、散乱防止措置

(２)　照明器具、ロッカー、書棚、ＯＡ機器、物品などの転倒・落下防止措置

(３)　避難通路の確保、非常口の開放等

**第８　教育**

（防災教育）

１　防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施対象者 | 実施時期 | 実施責任者 | 実施回数 |
| 従業員等 | 各事業所の消防計画による | 各事業所の防火責任者 | 各事業所の消防計画による |
| 防火管理業務に従事する者 | 春、秋の火災予防運動の前後 | 統括防火管理者 | 年２回 |

　（防災教育の内容）

２　防火管理業務に従事する者に対する防災教育の内容は、次に掲げるとおりとする。

(１)　消防計画の周知徹底

(２)　各事業所の責任範囲とその業務

(３)　自衛消防隊の編成、任務及び活動内容

(４)　消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱

(５)　地震対策に関する事項

(６)　前各号に掲げるもののほか、防火・防災等に関すること。

　（防災訓練）

３　訓練対象、訓練実施責任者、訓練の実施時期、実施回数は、次表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓練の対象 | 訓　練　実　施責　任　者 | 訓練の実施時期 | 実施回数 |
| 建物全体で行う訓練 | 統括防火管理者 | 春、秋の火災予防運動前後 | 年２回 |
| 各事業所が行う訓練 | 防 火 責 任 者 | 各事業所の消防計画による | 同左 |

　（訓練の参加）

４　建物全体で実施する訓練は、各事業所の消防計画に基づき、原則全員参加とする。

　（訓練の種類）

５　建物全体で行う訓練は、建物内に勤務する者を対象とした消火、通報連絡、避難誘導等に関する訓練及び自衛消防の組織編成に基づく各自の任務内容に関する訓練とする。

　（自衛消防訓練の講評等）

６　統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施したときは、その結果及び内容をチェックし、講評するものとする。また、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

**第９　雑則**

（経費を伴う事業）

１　会において経費を必要とする事業を行なうときは、その都度、協議し経費の分担を定める。

　（委任）

２　この消防計画に定めるもののほか、（　　　　　　　　）の消防計画に関し、必要な事項は、会長が会に諮って定める。

　　　附　則

　この（　　　　　　　　　　）全体についての消防計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

別表第１（第３－１関係）

**協議会構成員一覧表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 事業所名 | 職・氏 名 | 電話番号等 |
| 会　長 |  |  |  |
| 副会長 |  |  |  |
| 統括防火管理者 |  |  |  |
| 構成員 |
| 番号 | 事業所名 | 管理権原者職・氏名 | 使用階 | 電話番号 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

別表第２（第６－１、２及び第７－２関係）

**（　　　　　　　）　自衛消防隊の編成と任務（本部隊）**

|  |
| --- |
| 自衛消防隊長　　　（　　　　　）（自衛消防隊に対する、命令、監督等を行う。）自衛消防副隊長　　（　　　　　）（隊長を補佐し、隊長が欠けたときは、その任務を代行する。） |
| 本部隊の編成 | 任　　　　　務 |
| 指揮班 | 各テナント勤務者 | １　隊長、副隊長の補佐２　自衛消防本部の設置３　地区隊への命令の伝達及び情報の収集４　消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導５　その他指揮統制上必要な事項 |
| 通　報連絡班 | １　消防機関への通報及び通報の確認２　館内への非常通報及び支持命令の伝達３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） |
| 消火班 | １　出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事２　地区隊が行う消火作業への指揮指導３　消防隊との連携及び補佐 |
| 避　難誘導班 | １　出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達２　非常口の開放及び開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告５　ロープ等による警戒区域の設定 |
| 安　全防護班 | １　火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンバー等の閉鎖２　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止３　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 |

※地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

別表第３（第６－２）

避　難　経　路　図（広域避難場所含む）別記様式（第３関係）

**統括防火管理者の選任届出書**

海老名市消防長　殿

代表者

住　所

電　話

　このことについて、下記のとおり統括防火管理者を選任しましたので、消防法第８条第１項の規定に基づき、届出ます。

記

１　防火対象物所在地　海老名市

２　防火対象物名称

３　統括防火管理者　氏　　名

　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　事業所名

４　そ　の　他　　　共同にて統括防火管理者を選任し、運用していくこととなりましたので、ご査収の程宜しくお願いします。

５　承　認　欄

|  |
| --- |
| 事業所名（代表者名） |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |